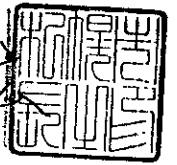


札幌市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 3 / 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 33 号

札幌市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

札幌市児童福祉法施行細則（昭和47年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第43条の5の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業に係る手続）

第43条の6 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の認可、廃止又は休止の承認及び変更に係る手続は、前3条の規定に準じて行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。